

# 地域医療体制確保に関する 取り組み事項

当院では、「地域医療体制確保加算」の基準に定める病院として、九州厚生局長の承認を受けています。

地域医療体制確保加算の届出にあたり、勤務する医師の1年間の時間外・休日労働時間が規定する時間を越えた場合の改善のための計画などを以下の通り策定しております。

- 医師労働時間短縮計画として、特定地域医療提供機関の指定を受けております。
- 勤務医の負担軽減と処遇改善に資する委員会の設置と体制整備を行っております。
- 多様な勤務形態の導入を実施しております。
- 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施しております。
- 予定手術前日の当直や夜勤、当直翌日の業務内容に対する配慮をしております。
- 医師事務作業補助者を配置し、外来診療及び診断書作成代行等のサポートを実施しております。



令和8年6月  
病院長